

広島県手数料条例及び広島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十九号

広島県手数料条例及び広島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
別表旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号。以下この項において「法」という。)の項中「第二条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項に次のように加える。

法第二十三条及び令第五条第二項の規定による旅行サービス手配業の登録申請料	旅行サービス手配業の登録申請手数料	一五、〇〇〇円
--------------------------------------	-------------------	---------

別表不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号。以下この項において「法」という。)の項に次のように加える。

法第四十一条第一項の規定による小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料	六〇、〇〇〇円
法第四十一条第三項の規定による小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業の登録更新申請手数料	六〇、〇〇〇円

別表高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十号。以下この項において「法」という。)の項の次に次のように加える。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第一百十二号。以下この項において「法」という。)	法第八条の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の審査	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請手数料	登録を受けようとする住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅の戸数の一から九までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額の戸数が一戸のもの六、五〇〇円の戸数が一戸を超え四戸以内のもの七、五〇〇円
--	------------------------------------	----------------------------	--

	<p>法第十二条第一項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録事項の変更</p>	
	<p>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録事項変更手数料</p>	<p>三 戸数が四戸を超え九戸以内のもの 九、二〇〇円</p> <p>四 戸数が九戸を超え一九戸以内のもの 一、〇〇〇円</p> <p>五 戸数が一九戸を超え二九戸以内のもの 一、六〇〇円</p> <p>六 戸数が二九戸を超え三九戸以内のもの 一、二、四〇〇円</p> <p>七 戸数が三九戸を超え四九戸以内のもの 一、三、一〇〇円</p> <p>八 戸数が四九戸を超え九九戸以内のもの 一、五、三〇〇円</p> <p>九 戸数が九九戸を超えるもの 一、九、七〇〇円</p> <p>登録事項の変更により追加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅の戸数の一から八までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額</p> <p>一 追加する戸数が一戸以上四戸以内のもの 一、〇〇〇円</p> <p>二 追加する戸数が四戸を超え九戸以内のもの 二、七〇〇円</p> <p>三 追加する戸数が九戸を超え一九戸以内のもの 四、五〇〇円</p> <p>四 追加する戸数が一九戸を超え二九戸以内のもの 一、九、七〇〇円</p>

<p>戸以内のもの 五、一〇〇円 追加する戸数が 二九戸を超え三九 戸以内のもの 五、九〇〇円 追加する戸数が 三九戸を超え四九 戸以内のもの 六、六〇〇円 七 追加する戸数が 四九戸を超え九九 戸以内のもの 八、九〇〇円 八 追加する戸数が 九九戸を超えるも の 一三、二〇〇円</p>	

(広島県道路占用料徴収条例の一部改正)

第二条 広島県道路占用料徴収条例(昭和二十八年広島県条例第三十九号)の一部を次の

ように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第二条関係)

法第三十 二条 第三十 二条 第一 項 第一 号に掲 げる工 作物	占用物件					単位 一本 につき 一年	占 用 料						
	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱		第三種電話柱	その他の柱類	長さ 一メートル	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
	一、 六〇〇	二、 四〇〇	三、 四〇〇	一、 四〇〇	二、 三〇〇	三、 三〇〇	一、 四〇〇	一四〇	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
	一、 六六〇	一、 〇〇〇	一、 〇〇〇	五九〇	四〇〇	四〇〇	五九〇	五九	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
	四四〇	六八〇	六八〇	四〇〇	九二〇	九二〇	四〇〇	四〇	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
	三五〇	五四〇	五四〇	三二〇	七三〇	七三〇	六九〇	三二	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
	三〇〇	四七〇	四七〇	二七〇	六三〇	六三〇	六〇〇	二七	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地

法第三十條第二項に掲げるものに依る																		
メートル以上	メートル未満のもの	長さ	面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
八五	五九	八〇〇	二、	一九、〇〇〇	一、	二〇〇	二、	八〇〇	一、	二〇〇	二、	八五〇	一、	四〇〇	八			
三五	二五	二〇〇	一、	八〇〇	三、	五〇〇	一、	二〇〇	一、	二〇〇	一、	三五〇	五八〇	四				
二四	一七	七九〇	一、	七〇〇	一、	三三〇	七九〇	二四〇	三九〇	二								
一九	一三	六三〇	九六〇	二七〇	六三〇	一九〇	三一〇	二										
一六	一一	五四〇	六七〇	一三〇	五四〇	一六〇	二七〇	二										
八五	五九	八〇〇	二、	一九、〇〇〇	一、	二〇〇	二、	八〇〇	一、	二〇〇	二、	八五〇	一、	四〇〇	八			
三五	二五	二〇〇	一、	八〇〇	三、	五〇〇	一、	二〇〇	一、	二〇〇	一、	三五〇	五八〇	四				
二四	一七	七九〇	一、	七〇〇	一、	三三〇	七九〇	二四〇	三九〇	二								
一九	一三	六三〇	九六〇	二七〇	六三〇	一九〇	三一〇	二										
一六	一一	五四〇	六七〇	一三〇	五四〇	一六〇	二七〇	二										

		令 第 七 条 第 一 項 掲 げ 物 件			法 第 三 十 二 条 第 一 項 掲 げ 施 設						
お 旗 ざ 縁 祭 日、 に 一 本	標 識	（ 一 ） 看 板 の 一 時 的 設 け に 関 連 する 物 品 の 掲 げ			の 他 の 物 品 の 掲 げ	一 時 的 設 け に 関 連 する 物 品 の 掲 げ	祭 礼、 縁 日 の 催 進 行 中 に 設 け る 物 品 の 掲 げ	の 他 の 物 品 の 掲 げ	地 下 に 設 け る 通 路	上 空 に 設 け る 通 路	の 上
		一 面 積 平 均 値 に 関 連 する 物 品 の 掲 げ	一 面 積 平 均 値 に 関 連 する 物 品 の 掲 げ	一 面 積 平 均 値 に 関 連 する 物 品 の 掲 げ							
一 九 〇	二、 三〇〇	一、 〇〇〇	一、 九〇〇	一、 九〇〇	一、 九〇〇	一、 九〇〇	二、 八〇〇	五、 八〇〇	九、 七〇〇		
三 八	九 五 〇	三、 八〇〇	三、 八〇〇	三、 八〇〇	三、 八〇〇	三、 八〇〇	一、 二〇〇	一、 一〇〇	一、 九〇〇		
一 七	六 三 〇	一、 七〇〇	一、 七〇〇	一、 七〇〇	一、 七〇〇	一、 七〇〇	七、 九〇〇	五、 二〇〇	八、 七〇〇		
一 〇	五 〇 〇	九、 六〇〇	九、 六〇〇	九、 六〇〇	九、 六〇〇	九、 六〇〇	六、 三〇〇	二、 九〇〇	四、 八〇〇		
七	四 四 〇	六、 七〇〇	六、 七〇〇	六、 七〇〇	六、 七〇〇	六、 七〇〇	五、 四〇〇	二、 〇〇〇	三、 四〇〇		

掲げる施設	令第七条第三号に掲げる工作物	令第七条第二号に掲げる工作物														
		チア					幕令第七条第四号に掲げる施設									
		他のもの	そのもの	断るもの	を横す	車道	他のもの	そのもの	設けるもの	的に	一時、	し、	催しの	他の	その	
ル	方	一	面	占	月	一	一	ル	方	一	面	そ	月	一	一	
に	ト	メ	平	積	一	基	一	ル	方	一	面	そ	日	一	本	一
Aに〇・〇三四を乗じて得た額	二、 八〇〇	九、 七〇〇	一九、 〇〇〇		一、 九〇〇						一九〇		一、 九〇〇			
	一、 二〇〇	一、 九〇〇	三、 八〇〇		三八〇						三八		三八〇			
	七九〇	八七〇	一、 七〇〇		一七〇						一七		一七〇			
	六三〇	四八〇	九六〇		九六						一〇		九六			
	五四〇	三四〇	六七〇		六七						七		六七			

令第十 七条	令第九 号に掲げる 建築物	令第七 号に掲げる 建築物	令第八 号に掲げる 建築物						令第七 号に掲げる 建築物	令第六 号に掲げる 建築物	令第五 号に掲げる 建築物	令第四 号に掲げる 建築物	令第三 号に掲げる 建築物
			その他	地下 （トンネル の）	地上 （地下 を除く）	階数 が二 以上の	階数 が三 以上の	その他					
○Aに 〇九を	Aに〇・ 〇二四を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇九を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇八を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇七を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇六を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇五を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇四を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇三を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇二を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇一を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇〇を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇〇を 乗じて得 た額	
○Aに 〇一を乗	Aに〇・ 〇二四を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇九を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇八を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇七を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇六を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇五を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇四を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇三を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇二を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇一を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇〇を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇〇を 乗じて得 た額	
○Aに 〇一二を	Aに〇・ 〇二四を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇九を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇八を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇七を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇六を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇五を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇四を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇三を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇二を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇一を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇〇を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇〇を 乗じて得 た額	
○Aに 〇一四を	Aに〇・ 〇二四を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇九を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇八を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇七を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇六を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇五を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇四を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇三を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇二を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇一を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇〇を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇〇を 乗じて得 た額	
○Aに 〇一七を	Aに〇・ 〇二四を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇九を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇八を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇七を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇六を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇五を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇四を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇三を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇二を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇一を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇〇を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇〇を 乗じて得 た額	

号に掲げる施設及び設置物	令第七条のトンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	令第十条に掲げるもの	応急仮設建築物	令第七条第十二号に掲げる器具	令第七条のトンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	乗じて得た額						
								乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額		
				Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額
				Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額
				Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額
				Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額
				Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額

別表の備考第八号中「一平方メートル若しくは一メートル」を「〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル」に、「二平方メートル又は一メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 次項の規定 公布の日
- 二 第一条中別表高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年

法律第九十一号。以下この項において「法」という。）の項の次に次のように加える
改正規定 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十四号）附則第一条に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

三 第一条中別表不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定 平成二十九年十二月一日

四 第一条中別表旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定 平成三十年一月四日

五 第二条及び附則第三項の規定 平成三十年四月一日
（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の広島県手数料条例別表旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号。以下この項において「法」という。）の項の規定の施行前に通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）附則第四条の規定に基づき行うことができる同法による改正後の旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十四条の規定の例による旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査については、一件につき一万五千円の手数料を徴収する。

3 第二条の規定による改正後の広島県道路占用料徴収条例第二条の規定により算定した一年当たりの占用料の額（以下「改正占用料額」という。）が、第二条の規定による改正前の広島県道路占用料徴収条例第二条の規定により算定した一年当たりの占用料の額（以下「改正前占用料額」という。）の一・二倍を超える場合の一年当たりの占用料の額は、改正後の広島県道路占用料徴収条例第二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が、改正占用料額を超える場合は、当該改正占用料額を占用料の額とする。

- 一 平成三十年度 改正前占用料額に一・二を乗じて得た額
- 二 平成三十一年度以降 一・二を平成三十年度から当該年度までの年度の数だけ乗じて得た数に改正前占用料額を乗じて得た額